

カジノ（IR実施法）はなぜ大変なの？

カジノ問題 講演とシンポジウムのご案内

日時 9月2日（土）13時30分開会・16時閉会予定

資料代 500円

会場 宮崎市中央公民館3階大研修室（JR宮崎駅東口から徒歩5分）



吉田哲也さんの横顔

宮崎県立大宮高校卒。1998年京都大学法学部卒。2000年兵庫県弁護士会に登録。2006年熊本県弁護士会に登録替え。2009年兵庫県弁護士会に再登録。

現在、弁護士法人青空 尼崎あおぞら法律事務所代表弁護士。

日弁連消費者問題対策委員会委員。

多重債務問題検討ワーキンググループ。

依存症問題対策全国会議事務局長。

第1部 講演 吉田哲也弁護士（全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会事務局長）

第2部 シンポジウム

- パネリスト
- 宮崎県弁護士会ギャンブル依存症対策特別委員
 - カジノに反対する宮崎県民の会共同代表
 - ギャンブル依存症経験者

コーディネーター ○子どもの権利条約みやざきの会事務局長

昨年12月の臨時国会で、安倍政権と与党はカジノを主体とするIR（統合型リゾート）推進法を強行採決しました。そして、その実施法案を今秋の臨時国会に提出しようとしています。宮崎県でもカジノ誘致の運動があります。経済的メリットが理由ですが、賭博のカジノが県民の利益になるのでしょうか？カジノやIR法についてよく知り、考えてみようではありませんか。

主催 カジノに反対する宮崎県民の会

事務局 宮崎市吾妻町92 大西省三宅 ☎0985-29-0180